

【農業 (7)】

規制改革事項	農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し
規制の概要	<p>独占禁止法では、共同経済行為等（共同生産・共同販売等）によって競争を制限することは原則として禁止されている。しかし、小規模事業者等が協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することを期待して、一定の要件を満たした組合（農業協同組合も該当しうる）は同法の適用除外となっている。<独占禁止法第22条></p> <p>※なお、これらの組合であっても、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引上げることとなる場合」は独占禁止法が適用される。公正取引委員会は、農業協同組合について、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制するといった問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成19年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表している。</p>
賛成の意見	農業協同組合は経済事業・信用事業等多岐にわたる事業を地域独占的に行っているため、公正な競争が阻害され、産業の健全な発展が阻害されているおそれがある。農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外により、産業の健全な発展が阻害されるおそれがないか検証し、必要な見直しを行うべきである。
慎重な意見	

規制改革事項：農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し

1 現行制度の概要

(1) 独占禁止法について

独占禁止法(正式名称:私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制している。独占禁止法の規制には、①私的独占の禁止、②不当な取引制限(カルテル・入札談合)の禁止、③不公正な取引方法の禁止、④企業結合の規制などがある。

① 私 的 独占	事業者が単独又は他の事業者と手を組み、不当な低価格販売、差別価格による販売などの手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為は「排除型私的独占」として禁止されている。また、有力な事業者が、株式の取得、役員の派遣などにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとしても「支配型私的独占」として禁じられている。
② 不 当 な 取 引 制 限	事業者又は業界団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」として禁止されている。 国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう「入札談合」も不当な取引制限のひとつとして禁止されている。
③ 不 公 正 な 取 引 方法	自由な競争の制限につながるような行為、競争の基盤を侵害するような行為が不公正な取引方法として禁じられており、法律で定められているものと、公正取引委員会の指定で定められているものがある。 例えば、取引拒絶(複数の事業者が共同で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為)、不当廉売(商品を不当に低い価格、例えば総販売原価を大幅に下回るような価格で、継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせること)、再販売価格の拘束(指定した価格で販売しない小売業者等に経済上の不利益を課したり、出荷を停止するなどして小売業者等に自社の商品を指定した価格で販売させること)、優越的地位の濫用(取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して不当に不利益を与える行為)、拘束条件付取引(取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けての取引)といった行為が禁止されている。
④ 企 業 結 合 規 制	会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転、事業の譲受けなどによって、競争が実質的に制限されることとなる場合、こうした企業結合を禁止している。 この他、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立、銀行及び保険会社による議決権保有の制限の規制を行っている。

(2) 組合の行為に係る適用除外制度（独占禁止法第22条）について

独占禁止法第22条は、組合の行為に係る独占禁止法の適用除外を定めている。同条により、組合が行う共同購入・共同販売事業などの行為については、一定の要件の下、独占禁止法が適用されないことになる。個別の組合だけでなく、その連合会も適用除外を受ける。

同条は、単独では有効な競争単位ないし取引単位として大企業に伍して経済活動を行うことが困難な企業規模の小さい事業者や消費者が、相互扶助を目的とする協同組織を組織することにより、公正かつ自由な競争の促進の主体となり得ることを考慮したものとされる。

適用除外を受ける組合は、同条各号の要件（①小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること、②任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること、③各組合員が平等の議決権を有すること、④組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること）を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合である。具体的には、農業協同組合のほか、漁業協同組合、信用金庫、事業協同組合、消費生活協同組合なども、同条により適用除外を受ける。適用除外とされる行為は、各協同組合法に基づく行為である。ただし、①不公正な取引方法を用いる場合、②一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引上げることとなる場合には、独占禁止法が適用される（同条但書）。

(3) 農業協同組合に係る独占禁止法適用事例及び「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」について

農業協同組合については、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制したり、農業協同組合と競争関係にある商系事業者と組合員が直接取引すること（いわゆる商系取引）を妨げるといった問題行為に関して、公正取引委員会が法的措置や警告を行ったものが平成元年以降で12件ある（平成22年1月1日現在）。

公正取引委員会は、農業協同組合について上記のような問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成19年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（ガイドライン）を策定・公表している。

2 関係条文

昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

農業協同組合に対する法的措置及び警告一覧（平成元年以降）

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
全国農業協同組合連合会に対する件 平成2年2月20日勧告審決 (平成2年1月11日勧告)	①契約先段ボール箱製造業者（「指定メーカー」という。）に対し、青果物用段ボール箱を直接、単協等に販売しないようにさせている。②指定メーカー以外のものが新たに青果物用段ボール箱の製造販売を開始することを妨げている 等	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法第2項【その他の取引拒絶】、第13項【拘束条件付取引】及び第14項第2号【優越的地位の濫用】)
全国農業協同組合連合会に対する件 (平成2年1月11日警告)	全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）は、指定メーカーに青果物用段ボール箱を製造させるに当たり、原則として当該青果物用段ボール箱の製造に要する段ボール原紙を自己から全量購入させるようになっているところ、全農からの緊急の納入要請に対応するため指定メーカーが全農から段ボール原紙を購入する時間的余裕がない等により、自ら段ボール原紙を調達して青果物用段ボール箱を製造したようなときについても、補正措置と称して事後的にこの分に相当する段ボール原紙を全農から購入させていた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法第14項【優越的地位の濫用】)
愛知県経済農業協同組合連合会及び全国農業協同組合連合会に対する件 (平成2年1月11日警告)	愛知県経済農業協同組合連合会及び全国農業協同組合連合会が、青果物用段ボール箱の製造販売を行おうとしていた会社の設立を取りやめさせるようにしていた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法第2項【その他の取引拒絶】)
農業協同組合連合会に対する件 (平成6年3月3日警告)	12の農業協同組合連合会が、集荷して上場する銘柄米の入札取引に当たり、卸売業者に対し、入札価格及び入札数量を示して、その価格又は数量で入札するよう要請し、卸売業者が当該要請をおおむね受け入れざるを得ないようにしていた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法第13項【拘束条件付取引】又は第14項【優越的地位の濫用】)
山口県経済農業協同組合連合会に対する件 平成9年8月6日勧告審決 (平成9年6月23日勧告)	会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、会員農協とこれに農薬又は肥料を供給する自己の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて取引している。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法第13項【拘束条件付取引】)
宮崎中央農業協同組合に対する件 (平成11年2月12日警告)	農業用生産資材を取引先卸売業者から購入するに当たり、当該卸売業者と組合員等との取引について不当に拘束する条件を付けて取引先卸売業者と取引している疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法第13項【拘束条件付取引】)

農業⑦ 農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し

参考資料② <公正取引委員会作成資料>

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
鳥取中央農業協同組合に対する件 〔平成11年3月9日勧告審決 (平成11年2月12日勧告)〕	農業用生産資材を購入先販売業者から購入するに当たり、当該販売業者と組合員との取引その他当該販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引をしている。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件付取引〕)
全国農業協同組合連合会に対する件 (平成12年2月25日警告)	全国農業協同組合連合会が、宮城県本部において、平成11農業年度における農業協同組合向け農薬販売額の拡大を図るため、主要な農業協同組合との間で、農薬取扱目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意し、一部の農薬について、総販売原価を大幅に下回る価格で予約を得て販売し、宮城県内における他の農薬卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第6項〔不当廉売〕)
八代地域農業協同組合に対する件 (平成17年3月1日警告)	八代地域農業協同組合（以下「JAやつしろ」という。）が、自らが事業主体となって行ってきた地域農業基盤確立農業構造改善事業又は経営構造対策事業に基づく複合経営促進施設リース事業において、リース先の生産管理組合及びJAやつしろの組合員に対し ①使用する肥料、農薬その他の生産資材をJAやつしろから購入すること ②農産物をJAやつしろへ出荷すること を義務付けることにより、JAやつしろの競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第11項〔排他条件付取引〕)
京都農業協同組合に対する件 (平成18年7月14日警告)	京都農業協同組合（以下「JA京都」という。）が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリー工レペーターの3施設（以下「3施設」という。）について、遅くとも平成13年以降（カントリー工レペーターについては、平成15年以降） ①JA京都から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた。 ②JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件付取引〕)

農業⑦ 農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し

参考資料② <公正取引委員会作成資料>

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
士幌町農業協同組合に対する件 (平成18年7月21日警告)	<p>士幌町農業協同組合（以下「JA士幌町」という。）が</p> <p>①組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、JA士幌町から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとすること</p> <p>②肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとすること</p> <p>としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該組合員と取引している疑い。</p>	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件付取引〕)
大分大山町農業協同組合に対する件 (平成21年12月10日排除措置命令)	<p>①双方出荷登録者に対し、他の事業者が運営する「元気の駅」と称する農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせること及び②その手段として、双方出荷登録者に対し、元気の駅に直売用農産物を出荷した場合には自らが運営する「木の花ガルテン」と称する農産物直売所への直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れることを内容とする基本方針に基づき双方出荷登録者に対して元気の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対して当該基本方針を周知すること等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元気の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている。</p>	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件付取引〕)

※ 「関係法条」欄は、改正前の「独占禁止法」及び「不公正な取引方法」の規定に基づき、記載しているものである。

【農業 ⑧】

規制改革事項	農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合の役員への国會議員等の就任禁止
規制の概要	農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合の役員については、それぞれ農業協同組合法・土地改良法・農業災害補償法に理事・幹事等に関する規定（定数・任期・役員の資格等）が定められているところであるが、国會議員等の就任を禁止する規定はない。
賛成の意見	法律に基づいて公共性の高い事業を行なっている団体であり、政治的中立を確保する観点から、特定の組織、政党等の影響を受けているとの疑念を国民から持たれることのないようにすべきである。
慎重な意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要な団体の役員に、構成員の要望にもかかわらず、人望のある人格、知識、経験を備えた役員候補が、有権者から信任を受けた議員というだけで、役員候補にすることもできず、役員就任も拒否させねばならないのは合理的でない。 ● 選任された委員が独裁的運営でもしない限り、議員が役員に就任しているだけで、特定の組織、政党等を支援・優遇することは不可能であり、疑念が生じるようなことは起こり得ない。

農業③ 農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合への役員への就任禁止 参考資料

	農業協同組合／連合会 <農業協同組合法第30条～第31条>	土地改良区(*1) <土地改良法第16条～第20条>	農業共済組合／連合会 <農業災害補償法第31条～第33条>
役員	<p>【理事】 5人以上 (少なくとも2/3は組合員たる個人又は組合員たる法人の役員) ※ ただし、経営管理委員を置く組合の場合は3人以上 <貯金・定期積金受入実施組合の場合> 常勤理事3人以上以上 (うち1人以上は借用事業専任)</p> <p>【監事】 2人以上 <貯金・定期積金受入又は共済実施組合の場合> ・1人以上は組合員、組合員たる法人又は当該団体の役員・使用者等以外且つ就任前5年間当該組合の理事・使用人又は子会社の取締役・執行役・会計参与・執行役・監事の互選で常勤監事を定めなければならない。 【経営管理委員(組合で定款に定める場合又は連合会で貯金・定期積金受入実施又は金員500人以上の連合会)】 5人以上 (少なくとも3/4は組合員たる個人又は組合員たる法人の役員)</p>	<p>【理事】 5人以上 (少なくとも3/5は組合員たる個人又は組合員たる法人の役員)</p> <p>【監事】 2人以上 (少なくとも1/2は組合員たる個人又は組合員たる法人の役員)</p>	<p>【理事】 5人以上 (少なくとも3/4は組合員たる個人又は組合員たる法人の役員。連合会の場合、組合員たる市町村職員も可。)</p> <p>【監事】 2人以上 (少なくとも1/2は組合員たる個人又は組合員たる法人の役員)</p>
任期	3年以内において定款で定める	4年 (定款で別段の期間を定めたときはその期間)	3年以内において定款で定める
役員適格なし	<p>法人 ・青年後見人、被保佐人等 ・会社法等に違反した者等、刑執行後2年未満の者等 <貯金・定期積金受入又は共済実施組合> ・破産手続を開始決定を受け権を得ない者 <貯金・定期積金受入実施組合> ・金融商品取引法違反者、刑執行後2年未満の者等 <貯金・定期積金受入実施組合の代表理事、経営管理委員設置組合の理事、常務役員及び監事> ・他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営む者 (他の組合の経営管理委員となる場合、その他組合業務運営を妨げるおそれがない場合は兼職可)。<第30条の5></p>	なし	
兼職禁止			なし
備考			2010年1月15日付で、「土地改良区等における政治的中立性の確保について」の通知が農水省より発出済。

(*) 土地改良区
土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者(原則として使用収益者)により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから數市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理等を実施。

※ 参考

国会議員の兼職制限規定<国会法第39条>
議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中
國または地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他
これらに準ずる職に就く場合は、この限りでなし。

質問本文情報

[経過へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(HTML\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)
平成二十二年二月四日提出
質問第七五号

農業共済団体・漁業保険団体の政治的中立の確保についての農林水産省通知文書に関する質問主意書

提出者 宮脅光寛

農業共済団体・漁業保険団体の政治的中立の確保についての農林水産省通知文書に関する質問主意書

農業共済団体へは農林水産省経営局長の都道府県知事宛て通知文書、漁業保険団体へは水産庁長官の全国漁業共済組合連合会長宛ての通知文書において、「農業共済団体の役員等の執行体制について」、「漁業保険団体の役員等の執行体制について」、「議員等が兼職により就任するなど特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかとの疑惑を持たれることのないものとすること。」とある。公共性の高い団体に政治的中立性が求められているのは当然であり、従前から政治的中立性は厳に保たれてきていると考えるが、脱官僚・政治主導を唱えておられる現政府での、官僚である農林水産省経営局長、水産庁長官の通知文書について、以下質問する。

- 1 「農業災害補償制度、漁業災害補償制度、漁船損害等補償制度」の円滑な運営のため、農業共済団体並びに漁業保険団体は、農業・漁業の安定した経営の維持に欠かすことのできない団体であるだけでなく、高い信頼性と安定が求められており、役員等の執行体制には、信頼できる人物が選任されるのは当然のことである。通知文書に、「議員等が兼職により就任するなど特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかとの疑惑を持たれることのないものとすること。」との記述がある。農業・漁業経営の安定にとって重要な団体の役員には、団体の構成員自らが余人をもって代えがたい人物として信頼して選任した人物が就任すべきであり、従前よりそのように運営されていると考えるが、いかがお考えか。
- 2 農業・漁業経営の命綱ともいべき重要な団体の役員に、構成員の要望にもかかわらず、人望のある人格、知識、経験を備えた役員候補が、有権者から信任を受けた議員というだけで、役員候補にすることも出来ず、役員就任も拒否させなければならない理由・根拠を示されたい。
- 3 議員として当該団体に対する職務権限がない有為な人材が、議員というのみの理由で、構成員にも期待される能力を発揮できないとしたら、農業・漁業の損失にとどまらず国民全体の損失であると考えるが、いかがお考えか。
- 4 行政が団体の役員候補を狭めることにより、団体の構成員である農業者・漁業者などの要望を反映しない執行役員体制での運営を強制することは、信頼性も損なう非民主的、強圧的な体制と考えるが、いかがお考えか。
- 5 構成員自らの意思による役員選任の選択肢を狭めることを政府は民主的な運営と考えておられるのか。役員の選任は、役員候補者の選定を狭めることなく、構成員自らの自由な判断に委ねるのが民主的と考えるが、政府はいかがお考えか。
- 6 選任された役員が独裁的運営でもしない限り、議員が役員に就任しているだけで、特定の組織、政党等を支援・優遇することは不可能であり、疑惑が生じるようなことは起こり得ないし、執行について透明性が確保されていれば国民も理解できるものと考えるが、政府は議員が役員に就任するだけで特定の組織、政党等を支援・優遇すること、疑惑が生じるようなこと、が可能だとどのような根拠でお考えなのか、根拠と所見を示されたい。
- 7 成熟した民主的社會において、時の政府の好嫌のみで公共性の高い団体として厳格に設立

目的に沿って民主的運営を行っている団体の行為を縛ることは厳に慎むべきであるが、どのような根拠で官僚に対し、通知文書による役員就任資格を狭めることを行わせたのか、示されたい。

8 今回の官僚発信の通知文書に政務三役はどのようにかかわったのか。

政府は脱官僚・政治主導を唱えておられるが、なぜ政務三役の通知文書でなく、官僚名の通知文書なのか、所見を示されたい。

9 政府は、成熟した民主的国家であるわが国の公共性の高い団体に、明確な理由・根拠もなく、団体自らの意思での自主的行為を縛り、強制する、官僚名の通知文書を今後も出させ続けるお考えなのか、方針を示されたい。

右質問する。

[経過へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(HTML\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)

答弁本文情報

[経過へ](#) | [質問本文\(HTML\)へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)
平成二十二年二月十二日受領
答弁第七五号

内閣衆質一七四第七五号
平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路幸弘 殿

衆議院議員宮腰光寛君提出農業共済団体・漁業保険団体の政治的中立の確保についての農林水産省通知文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮腰光寛君提出農業共済団体・漁業保険団体の政治的中立の確保についての農林水産省通知文書に関する質問に対する答弁書

1について

農業共済団体の役員は、農業災害補償法(昭和二十二年法律第二百八十五号)の規定に基づき組合員が選挙又は選任することとなっている。

また、漁業保険団体のうち漁業共済組合又は漁業共済組合連合会の役員は漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)の規定に基づき組合員又は会員が選任し、漁業保険団体のうち漁船保険組合又は漁船保険中央会の役員は漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の規定に基づき組合員又は会員が選挙又は選任することとなっている。

これら団体の役員については、団体を適正に運営する観点から、団体構成員自ら選挙又は選任を行っていると考えている。

2から5まで及び7について

御指摘の農林水産省経営局長又は水産庁長官名で発出された通知の趣旨は、農業共済団体及び漁業保険団体は、法律に基づいて公共性の高い事業を行っている団体であり、政治的中立性を確保する観点から、地方公共団体の議会の議員又は国会議員(以下「議員」という。)が役員を兼職する等特定の組織、政党等の影響を受けているとの疑惑を国民から持たれることのないようにするためのものである。

当該通知については、農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)第七条第十六号又は農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第三十八条に規定する農林水産省経営局又は水産庁の所掌事務に関する行政指導であると考えており、したがって、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十二条第一項に規定されているとおり、当該通知の内容は、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである。

6について

農業共済団体及び漁業保険団体は、法律に基づいて公共性の高い事業を行っている団体であることにかんがみれば、その政治的中立性の確保は重要であり、議員が団体の執

行機關たる役員を兼職しているという事実をもって、当該団体が特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかとの疑念を国民から持たれるおそれがあることが問題であると考えている。

8について

御指摘の通知については、これまでの農業共済団体及び漁業保険団体への通知の発出の通例に合わせて、農林水産大臣が担当局庁の長に対して通知の発出を指示したものである。

9について

御指摘の通知は、行政指導として行われたものであり、農業共済団体及び漁業保険団体の任意の協力を求めるものであることから、「団体自らの意思での自主的行為を縛り、強制する」との御指摘は当たらないものと考えている。

[経過へ](#) | [質問本文\(HTML\)へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)

質問本文情報

[経過へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(HTML\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)
平成二十二年二月二十二日提出
質問第一五三号

国会議員の兼職に関する質問主意書

提出者 山内康一

国会議員の兼職に関する質問主意書

一 平成二十二年一月十五日付農林水産省農林振興局長名「土地改良区等における政治的中立性の確保について」に関する質問

1 土地改良区等の制度は從来から存在するものだが、今回、このような文書を発出したのはなぜか。

2 本文書は、農林振興局長の判断に基づき発出されたのか。あるいは、閣僚等からの指示を受けて発出されたのか。

3 土地改良区等が、「制度を公正・公平に、透明性を保って運用すること」は当然のことだが、役員等に「議員等が兼職により就任するなど」の場合に、これに対する「疑念を持たれる」と考える根拠は何か。

4 「議員等が兼職により就任するなど」とは、どのような場合を含むのか。「等」には何が含まれるのか。

5 役員等が、他の組織の役職との兼務である場合、当該組織の影響を受け、「公正・公平に、透明性を保って運用すること」が阻害されるとの疑念を持たれるという考え方であるとすれば、例えば、民間企業の役職との兼務の場合はどう考えるのか。当該民間企業という「特定の組織」の影響を受け、「公正・公平に、透明性を保って運用すること」が阻害されるとの疑念を持たれることになるか。

6 本文書は、役員等に「議員等が兼職により就任する場合」を認めないと趣旨か。仮にそうであれば、憲法上の職業選択の自由を制限する根拠は何か。

また、議員等が兼職により就任した場合、農林水産省はどのような措置をとるのか。

二 公益法人の理事等の役職を、国会議員が兼職することについて

1 社団法人競走馬育成協会の会長は、同協会ホームページによれば小沢一郎氏とされているが、事実か。

2 社団法人競走馬育成協会は、業務運営にあたって、民主党の影響を受け、公益目的を公正・公平に果たすことができないとの疑念を持たれると考えるか。

右質問する。

[経過へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(HTML\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)

答弁本文情報

[経過へ](#) | [質問本文\(HTML\)へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)
平成二十二年三月二日受領
答弁第一五三号

内閣衆質一七四第一五三号
平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘 殿

衆議院議員山内康一君提出国会議員の兼職に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山内康一君提出国会議員の兼職に関する質問に対する答弁書**一の1及び6について**

御指摘の農林水産省農村振興局長名で発出された通知の趣旨は、土地改良区及び土地改良事業団体連合会（以下「土地改良区等」という。）は、法律に基づいて公共性の高い事業を行っている団体であり、政治的中立性を確保する観点から、地方公共団体の議員の議員又は国会議員（以下「議員」という。）が役員を兼職する等特定の組織、政党等の影響を受けているとの疑念を国民から持たれることのないようにするためのものである。

当該通知については、農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八条第一項第十二号に規定する農林水産省農村振興局の所掌事務に関する行政指導であると考えており、したがって、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十二条第一項に規定されているとおり、当該通知の内容は、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである。

一の2について

御指摘の通知については、これまでの土地改良区等への通知の発出の通例に合わせて、農林水産大臣が農林水産省農村振興局長に対して通知の発出を指示したものである。

一の3について

土地改良区等は、法律に基づいて公共性の高い事業を行っている団体であることにはかんがみれば、その政治的中立性の確保は重要であり、議員が団体の執行機関たる役員を兼職しているという事実をもって、当該団体が特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかとの疑念を国民から持たれるおそれがあることが問題であると考えている。

一の4について

「議員等が兼職により就任するなど」には、土地改良区等の役員等に、議員のほか、その候補者、政党の役員等が就いている場合が含まれる。

一の6について

御指摘の通知は、土地改良区等の政治的中立性の確保を図る観点から、議員が役員を兼職する等特定の組織、政党等の影響を受けていると疑念を国民から持たれることのないようにするためにものであり、民間企業が当該通知における「特定の組織」に該当することはないと考えている。

二の1について

平成二十二年二月二十四日現在、社団法人競走馬育成協会の会長は、小沢一郎氏である。

二の2について

社団法人競走馬育成協会は、競馬の健全な発展等を目的として、競走用馬の育成技術の向上に関する普及、啓蒙及び指導等の事業を行っている団体であることから、議員が役員を兼職しているからといって、当該団体の業務活動に支障を生ずるおそれはないものと考えている。

[経過へ](#) | [質問本文\(HTML\)へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)